

年4回発行

# SMC

春 4月

2022

第93号

発行 SMC税理士法人  
埼玉県所沢市日吉町18-26  
所沢FSビル5F  
TEL 04-2924-7775

あなたの企業の繁栄と共に！・・・それが願いです。



今号のトピックス

- **Imagine** 「日本人の人生観  
～区切りが無いと流される～」
- **お客様ニュース** 東京エグゼクティブ・サーチ 様  
SH-Space 様
- **SMCニュース** YouTubeチャンネルのお知らせ
- **SMCブログ**【「儲け」のためにできること】より  
「子供のいない夫婦は遺言を」

相続の情報なら！  
所沢遺産相続サポートセンター  
ホームページ



SMC税理士法人 ブログ  
「儲けのためにできること」





## 日本人の人生観 ～区切りが無いと流される～

今から45年ほど前、1978年に山本七平が著した「日本人の人生観」が、今の日本の現状を笑ってしまうぐらい言い当てています。もちろん、当の本人は、決して未来を言い当てようという趣旨ではなかったと思いますが、ゆっくりと、でも確実にその方向へ向かってきました。

- ・戦後生まれの人は、**何十年後も今の状態はずっと続くという前提を持っている**。自分の一生をずっと続く動かない社会を通過するものと把握している。
- ・農耕民族であった我々日本人は、「自然」という概念に支配されている。自然の秩序に従うのは楽だが、反面、**意思的に未来を築くという生き方がしにくい**。
- ・日本には、「歴史の流れ」という言葉がある。この「流れ」という発想には「区切り」がない。「区切り」がないと、**流されることはあっても、未来におけるある状態を想定して、それによって現在を規制（準備）することができない**。
- ・旧約聖書には、「終わり」という意識が先に出てくる。この見方だと、人は終わりを意識した時に初めて、**終わりの始まりは何かを意識することができる**。（人は、終わりを意識した時に初めて**新しい創造を考える**）

「絶対平和」がこれから何百年も続くという前提によって、70有余年もの間、何の準備もしてこなかった日本。悪しき習慣や出来事は、祭りで忘れ、安易に過去を清算してしまう日本人。歴史と伝統ある非常に優れた人種であるとの根拠のない自画自賛。実は、戦争に負けて一夜にして民主主義となった本当は空っぽな国（自分たちで自由を勝ち取ったわけではない）。民主主義の名のもとに、弱者や既得権者による引き回し社会。

税理士ごときが言うことではありませんが、この劣等性にしっかり向き合うことから始めなければと個人的には感じます。

ちょっと重い件になりましたが、先日YouTubeで若い公認会計士の動画を見ていたら、「僕は、税理士法人も経営していますが、税理士という業界が無くなっても食えるように考えています。」とさらっと言っていたのが非常に印象的でした。

経営者に限りませんが、まず自分の業界や業態はいずれ無くなる、という終わりや区切りを明確に意識してみてもどうでしょう。終わりとは言わないまでも、たとえば、働き手の激減で採用に苦労している場合、採用にさらに力を入れていく傍ら、人の採用が必要のないビジネスモデルへの転換をどうやったらできるかを考え始めるということです。ここで大切なことは、実際にそうなるかどうかは問題なのではないということです。

業界問わず、既得権を何としても守るという【流される】人たちがいる傍ら、業界が存続しない状態【終わり・区切り】を明確に意識して、今からシェルターの準備をする人とどちらが賢いかは、今日の日本を見ればわかるような気がします。

千代田区

## 東京エグゼクティブ・サーチ 様

人材紹介の現場がTVで紹介されました。



東京エグゼクティブ・サーチ 様が、TOKYO MX局の「未来企業 (future maker)」で、【人材紹介の業界を盛り上げ未来を牽引する企業】として紹介されました。

東京エグゼクティブ・サーチ 様は、創業46年の歴史の中で積み上げられた独自の手法を駆使して、あらゆる職種や業種に対応する人材を紹介するパイオニアです。代表取締役社長である福留様のインタビューや、実際のヘッドハンティングの現場が放送されました。



優秀な人材を求める企業と、より良い条件で力を発揮したい候補者、互いの願いを実現するプロフェッショナルの姿をご覧ください。

番組サイトで  
ご覧いただけます。



狭山

## SH-Space 様

BSテレ東の取材によりTVで紹介されました



BSテレ東「突撃！隣のすごい家」で、顧客密着型の建築会社である SH-Space 様の代表取締役 柿澤 様のご自宅が「インテリアにこだわりまくったスゴイ家」として紹介されました。

天然石の壁や近代アートをプリントしたドア、趣味の世界が広がるガレージなど、“人生を愉しむ家づくり”というSH-Space 様のコンセプトが存分に感じられる内容です。費用を抑えて魅力的な部屋を造る秘訣も語られています。



Youtubeで  
ご覧いただけます。



## YouTube でも SMC 税理士法人をご覧ください

「経営者がおさえておくべき数字」「今からできる 10 の相続税対策」「働き方改革」など、税理士ならではの視点ですぐに役立つ動画をお届けしています。



ぜひチャンネル登録をお願いします



SMC 税理士法人のホームページからでもご覧いただけます。



## ブログ「儲け」のためにできること ~最近の記事から~

### 「子供がいない夫婦は遺言を」 (担当: 資産グループ 江原)

先日、ご主人が亡くなって奥様が相続の相談にお見えになった時のお話です。

ご夫婦にはお子様がいらっしゃらず、ご主人の両親、兄弟の全員はすでに亡くなっているとのこと。

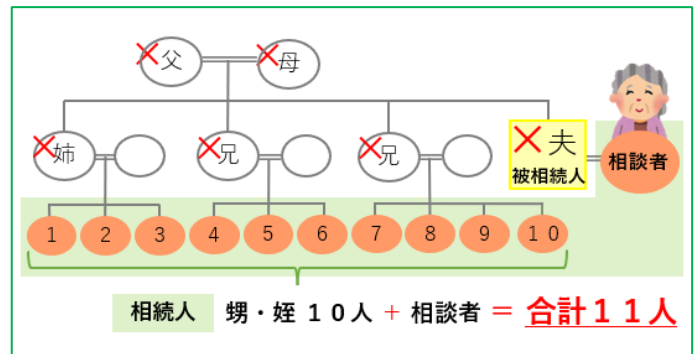
子供がいない場合で両親もすでに亡くなっているときは配偶者と兄弟（兄弟がすでに亡くなっている場合は甥姪）が相続人となりますので、今回の場合、**奥様と甥姪 10 人の合計 11 人が相続人となります。**

ご主人の遺産は自宅と預金 3,000 万円。遺言書はありませんでした。遺言書がない場合、自宅と預金を奥様が相続するためには**相続人である 10 人の甥姪に承諾をもらわなければなりません。**

又、甥姪には全員で 1/4 の相続権があるので、その権利を主張される可能性もあります。

奥様は、子供がいないからご主人の遺産の全てを自分が相続するものだと思っていました。

「自宅にずっと 2 人で住んできて、主人名義の預金も 2 人で貯めたもの。なぜ関係ない甥姪の承諾が必要で、1/4 の財産をあげなくてはいけないのか？」と、なんとも納得いかない様子です。



さらに、甥姪とはほとんど付き合いがなく連絡先もわからない状況で、どうやって承諾をもらうのか？甥姪 10 人全員と連絡をとり、ご主人の財産を誰がどうやって相続するのか、といった問題があります。

**全員が合意した「遺産分割協議書」を作成し、相続人全員の署名捺印**がなければ、自宅の名義変更も預金の解約もできません。奥様の年齢は 92 歳、とてもそんなことができる状況ではありません。自分でできなければ甥姪との遺産分割交渉を専門家である弁護士に依頼するしかありません。

もし、ご主人が生前に、「自分が死んだら全財産は妻に渡す」という遺言書を作成していれば、甥姪の承諾などなくても自宅や預金を奥様名義することができました。**遺言書があれば遺言書が最優先となりますので遺産分割協議は必要ありません。**

又、甥姪が相続人の場合は遺留分（遺言があっても最低限もらえる権利のこと）がないので、遺言書通り妻が全財産を取得することができます。お子さんがいないご夫婦の場合、すでに両親が亡くなっているときは配偶者と兄弟（亡くなっている場合は甥姪）が相続人になります。

特に疎遠になってしまった兄弟（甥姪）がいる場合には、自分が亡き後も残された妻が安心して自宅に住み続けることができるように、又、生活費に困らないようにするためにも、**お互いに「自分が死んだら配偶者に全ての財産を渡す」という遺言書を作成しておくことが必須**です。又、遺言書は自筆遺言ではなく公証人が作成した「公正証書遺言」が確実です。

編集後記

今、この記事を書きながらふと窓の外を見ると季節外れの雪が舞っています。気温が少しずつ上昇し春に近づいてきたなあと感じていた矢先のことです。天候と同様に、コロナ、そして昨今の世界情勢など、なかなか歯がゆい思いをすることが多いですが、今自分にできることは何かを常に問いかけながら一步一步進んでいきたいものです（山村）

next

夏号  
7月